

Tax

Issue P360 – 2022 年 8 月 12 日
日本語翻訳版

Tax Analysis

「総合保税区管理弁法」分析 シリーズその 3：中国市場の小 売業の変革を後押しする保税 展示政策

Authors :

Dolly Zhang

Partner

Tel : +86 21 6141 1113

Email : dozhang@deloitte.com.cn

Roger Chen

Director

Tel : +86 21 2316 6922

Email : rogechen@deloitte.com.cn

Shelly Ma

Director

Tel : +86 755 3353 8751

Email : shelma@deloitte.com.cn

Jian Lu

Senior Manager

Tel : +86 512 6289 2896

Email : lujian@deloitte.com.cn

税関総署は 2021 年 1 月 1 日に「中華人民共和国税関総合保税区管理弁法」（税関総署第 256 号。以下、「256 号令」）を公布し、4 月 1 日に施行した。256 号令は総合保税区の総合管理に関する初の税関法令であり、総合保税区内企業による機能拡張への寄与を目的として、総合保税区における保税修理、保税研究開発、保税展示などの機能について明確化した。¹

関連政策の理解と活用の一助として、総合保税区の革新的な保税政策をテーマとする Tax Analysis シリーズ²を発表する予定である。本 Tax Analysis では、保税展示政策について分析を行う。

保税展示政策の優位性

保税展示とは、総合保税区に代表される税関特殊監督管理区域内の登録企業が、区内の倉庫で保管する保税貨物を区内或いは区外の特定場所で国内消費者に直接展示・販売する事業活動を指す。税関の視点から見て、国外から輸入される商品を対象とする保税展示政策の確立と整備は、新しい政策手段の選択肢になる。保税展示政策は、投資家によるビジネスモデル検討の選択肢を広げるとともに、独自の優位性を以て各方面から注目を集めている。

税関による監督管理の視点から見て、保税展示のほか、これまでの実務上、国外商品を中国に輸入し最終消費者向けに販売するのによく使われるビジネスモデルは主に一般貿易（輸入・卸売）モデル、展示品モデル、免税品モデル、越境 EC モデルなどを含む。

¹ 2022 年 1 月 28 日の Deloitte China Tax Newsflash を参照されたい。

<https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/cn/Documents/tax/tax-newsflash/deloitte-cn-tax-newsflash-zh-20220128.pdf>

² 分析シリーズその 1（保税修理政策）：<https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/cn/Documents/tax/ta-2022/deloitte-cn-tax-tap3572022-zh-220706.pdf>

分析シリーズその 2（保税研究開発政策）：<https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/cn/Documents/tax/ta-2022/deloitte-cn-tax-tap3592022-zh-220712-v2a.pdf>

一般貿易（輸入・卸売）モデル

このモデルでは、輸入事業者が「一般貿易」形式で税関に輸入商品の納税申告を行い、通関した商品を卸売チャネルを通じて、中国国内の消費者に販売する。従来型モデルの一つとして、一般貿易モデルは汎用性が高く、あらゆる種類の輸入消費財の国内販売に適用できる。ただし、このモデルでは、国内販売の前に、まず輸入段階諸税を納付する必要がある。また、輸入後、国内で売り残った商品を海外に輸出し、海外市場で販売する場合、納付済み関税は還付を受けられずに企業のコストになり、納付済み輸入段階増値税は、全額還付を受けられない可能性があるため、その一部が企業のコストになる可能性がある。

総合保税区内の企業が保税展示政策を適用して国内販売を行う場合、対象の商品を「税関特殊監督管理区域以外の国内区域」の顧客に販売する時のみ、輸入段階諸税の納税義務が発生する。また、複雑な手続きを必要とせず、売り残った保税商品をその他の国・地域に運送できる。そのため、一般貿易（輸入・卸売）モデルで発生する可能性のある、「関税やその他輸入段階諸税による余分のコストの発生」という問題を効果的に解消できる。

展示品モデル

このモデルでは、国外荷送人が中国国内で開催される展示会に参加し、保証金或いは保証状などの担保を提供した上で、展示会で国外商品を「展示品」或いは「一時出入国貨物」として消費者に展示する。消費者に購入の意向のある場合、国内の出展者は税関で購入を行った後、展示品を消費者に直接販売することができる。販売が実現しなかった展示品は国外に返送され、納付済み保証金は返還される。展示品モデルは、国外消費財を中国に輸入し、小売市場で販売する一般的な方法の一つであり、一般貿易モデルで発生する「中国国内での販売が実現しなかった貨物についても、関税を納付する必要がある」という問題を効果的に解消できる。ただし、展示品モデルの運用上、展示会の開催に必要な政府承認文書や資金による担保の提供などが求められるため、一部の企業にとって、高い障壁が存在する。また、展示品モデルは、主に国外新製品の中国国内市場への導入や市場開拓段階に適用されるため、輸入される商品の数量は限られる。

総合保税区内の企業が区外の固定場所において保税展示政策を適用して輸入商品を販売する場合、対象商品に適用される税関の監督管理方式は、展示品モデル、即ち一時出入国貨物に適用される監督管理方式と同様なものになる。保税展示政策を活用する場合、展示品モデルで発生する「輸入される商品の数量が限られる」という問題をある程度解消できる。また、商品の販売が好調である場合、区内企業は速やかに総合保税区内企業間又は総合保税区間の商品調達を通じて展示場所への商品供給を強化し、在庫回転率を向上させることができる。

免税品モデル

このモデルでは、国外荷送人が国内の免税店と連携し、「物品輸入」の形で中国の港で商品の入国手続きを行い、免税商品の運営者が「免税品」方式で税関に申告し、特定の港の免税店で商品を国内消費者に販売する。免税品の特性上、前述した二つのモデルと比べて、免税品モデルは、税金コストと資金調達コストの面で大きな優位性がある。ただし、免税品モデルを運用する免税店は通常、入国・出国する旅客のみを顧客とし、販売する商品の種類も少ない。そのため、実務上、免税品モデルは主に中・高級消費財の小売に適用される。

For more information, please contact:

Tax & Business Advisory Transfer Pricing Services National Leader

Lily Li
Partner
Tel : +86 21 6141 1099
Email : lilyxcli@deloitte.com.cn

National Deputy Leader

Shu Tian
Partner
Tel : +86 10 8534 2338
Email : shutian@deloitte.com.cn

Customs and Global Trade Services National Leader/Northern China

Yi Zhou
Partner
Tel : +86 10 8520 7512
Email : jchow@deloitte.com.cn

Eastern China

Liqun Gao
Partne
Tel : +86 21 6141 1053
Email : ligao@deloitte.com.cn

Southern China

Janet Zhang
Partner
Tel : +86 20 2831 1212
Email : jazhang@deloitte.com.cn

Western China

Frank Tang
Partner
Tel : +86 23 8823 1208
Email : ftang@deloitte.com.cn

保税展示モデルは柔軟性が高く、免税品モデルに存在する一部の優位性（例：総合保税区内企業の保税貨物が区外で展示される際、免税品への転換を税関に申請できる）を取り入れている。保税展示政策を活用することで、対象顧客層や対象消費財の範囲の面で、従来型の空港・海港免税店の限界を突破すること、特に新型コロナウイルスの感染拡大の影響で国境を超える移動が不便になる中、国外消費財の国内顧客層を効果的に拡大することが期待される。

越境 EC モデル

このモデルでは、国外荷送人が国内の EC プラットフォームと連携し、国内消費者が EC プラットフォームで注文し、EC プラットフォームが国外から、或いは国内の税関特殊監督管理エリアから、消費財の消費者向け直送を手配する。この新しいモデルは、インターネットの普及とともに目覚ましい成長を遂げ、輸入商品小売業務の発展上、注目度の高い新業態となっている。近年、国は越境 EC に対する税関監督管理の整備に取り組んでおり、越境 EC モデルの規範化と発展を牽引している（例：消費者が越境 EC プラットフォームを通じて限度額以下の商品を購入する際の税負担の軽減、関連商品に対する監督管理に関する必要文書の簡素化など）。ただし、それに伴い、国が越境 EC モデルを対象に「ホワイトリスト」制度を導入しており、現在、「ホワイトリスト」に掲載されている特定商品のみ、越境 EC モデル関連の優遇政策の適用を受けられる。

保税展示政策は適用範囲が広く、中低価格帯の一般商品からヨット、自動車などの高価格帯商品まで、ほとんどの種類の商品をカバーしており、購入金額の制限もないため、既存の越境 EC モデルに対する補完として効果的に機能することが期待される。また、保税展示業務と越境 EC モデルを深く融合することで、「保税展示+宅配」、「保税展示+貨物の即時受け取り・指定時間受け取り」などの革新的な国外商品小売モデルを模索できる。

コメントとアドバイス

上述のまとめとして、保税展示政策は機能面の優位性を以て、各種既存モデルの不足を効果的に補うことができる。各種業務モデルにおいて保税展示政策を活用することで、各種モデルの短所を補いつつ長所を最大限に活かすこと、また、関連する企業及び投資家が国内市場で国外商品のプロモーションや販売活動を展開する上で、その目標の達成に寄与することが期待される。関連する企業及び投資家が事業計画を作成する際、総合保税区分とその関連優遇政策の活用を検討し、総合保税区内企業による保税展示機能の活用を通じて、国内市場における国外商品の認知度と影響力を強化し、消費者層を拡大することが推奨される。

保税展示業務を展開する意向のある企業は、総合保税区内企業による保税展示業務に関する税関の具体的な監督管理要求に重点的に留意する必要がある。これらの監督管理要求は主に以下を含む。

まず、区内企業は税関監督管理上の要件を充足するコンピュータ管理システムを構築しなければならない。当該システムは、データ交換プラットフォーム又はその他のコンピュータネットワークを通じて、税関に提供する必要があるデータを、所定のフォーマットで税関に伝送する機能を備える必要がある。

次に、区内企業は保税展示業務を展開する前に、所在する総合保税区分の税関に予め申請を行い、展示契約書・招待状などの証拠書類及び税関特殊監督管理区域以外の国内区域に出展する貨物のリストなどの資料を提出する必要がある。税関特殊監督管理区域以外の国内区域に出展する場合、担保金又は保証状を提供する必要がある。

また、税関特殊監督管理区域以外の国内区域に出展する貨物は、一時出入国貨物として、6 か月以下の税関特殊監督管理下に置かれるが、特殊なケースにおいて、税関特殊監督管理期間の延長（最大 3 回、1 回につき 6 か月延長できる）を申請することができる。期間満了後、税関特殊監督管理区域に返送するか、又は輸入課税手続きを行わなければならない。なお、原則として、直属税関の管轄区域を跨いで出展してはならない。

最後に、保税展示品の国内販売を行った場合、定期的に税関に申告し、関税と増徴税を納付しなければならない。保税展示はあくまでも貨物貿易における輸入形式の一種であるため、税関監督管理上、許可証による管理の対象に該当する場合、国内販売の申告時に、関連の許可証を税関に提示する必要がある。

留意すべき点として、ここ数年、特定の貨物の保税展示について、税関総署及び各直属税関は、より簡素化された監督管理モデルを模索している。例えば、海口税関は「越境 EC ネット通販保税」と「商品保税展示取引」に関する政策の複合的運用を通じて、海口総合保税区分で越境 EC 保税展示業務の試験導入を実施し、海口総合保税区分における文化財・芸術品資産の保管、展示、オークション、取引業務の展開をサポートし、「並行輸入車保税保管+保税展示取引」業務の監督管理モデルの実施を推進した。また、芸術品資産について、税関総署及び文化観光部は 2019 年に公告を発表し、

芸術品資産を国外から総合保税区に搬入する際に提出する必要がある承認書類を簡素化した。この一連の政策の公布を受け、区内企業が自社製品の保税展示業務を展開する意向がある場合、所在する総合保税区の管理委員会、税関、及び商務関連の地方行政機関などと積極的に意思疎通を行い、より適切な利便性措置の適用を検討することが推奨される。

私どものサービス

デロイトグローバルトレードサービスチームは、デロイトのグローバル専門家ネットワークの活用により、グローバルサプライチェーン管理を深掘りし、企業にグローバル貿易に関するプロフェッショナルサービスをご提供いたします。また、特定の政府監督管理政策の変動について潜在的な影響を識別するとともに、輸入商品小売の新しい業態の運用と保税展示業務の展開をサポートいたします。私どもが提供する関連サポート業務は以下の通りです。

- 中国の小売市場で販売する予定のある消費財について、税務、通関業務などの視点から分析を行い、コンプライアンスを確保する上で市場参入ルートを模索する。
- 関連総合保税区の所轄行政機関への保税展示政策の適用申請をサポートする。
- 保税展示モデルの運用にあたって、関税分類、成約価格などの課税価格関連要素について、税関とのコミュニケーションをサポートする。
- 保税展示商品の国内販売に関する納税申告のコンプライアンス管理を実現するために、効果的な情報化システムの構築をサポートする。

Tax Analysis is published for the clients and professionals of the Hong Kong and Chinese Mainland offices of Deloitte China. The contents are of a general nature only. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter. For more information, please contact:

Deloitte China Tax Managing Partner

Victor Li

Partner
Tel: +86 755 3353 8113
Fax: +86 755 8246 3222
Email: vicli@deloitte.com.cn

Northern China

Xiao Li Huang

Partner
Tel: +86 10 8520 7707
Fax: +86 10 6508 8781
Email: xiaoli Huang@deloitte.com.cn

Eastern China

Maria Liang

Partner
Tel: +86 21 6141 1059
Fax: +86 21 6335 0003
Email: mliang@deloitte.com.cn

Southern China

Jennifer Zhang

Partner
Tel: +86 20 2885 8608
Fax: +86 20 3888 0115
Email: jenzhang@deloitte.com.cn

Western China

Frank Tang

Partner
Tel: +86 23 8823 1208
Fax: +86 23 8857 0978
Email: ftang@deloitte.com.cn

About the Deloitte China National Tax Technical Centre

The Deloitte China National Tax Technical Centre ("NTC") was established in 2006 to continuously improve the quality of Deloitte China's tax services, to better serve the clients, and to help Deloitte China's tax team excel. The Deloitte China NTC prepares and publishes "Tax Analysis", etc. These publications include introduction and commentaries on newly issued tax legislations, regulations and circulars from technical perspectives. The Deloitte China NTC also conducts research studies and analysis and provides professional opinions on ambiguous and complex issues. For more information, please contact:

National Tax Technical Centre

Email: ntc@deloitte.com.cn

Managing Partner/Northern China

Julie Zhang

Partner
Tel: +86 10 8520 7511
Fax: +86 10 6508 8781
Email: juliezhang@deloitte.com.cn

Eastern China

Kevin Zhu

Partner
Tel: +86 21 6141 1262
Fax: +86 21 6335 0003
Email: kzhu@deloitte.com.cn

Western China

Tony Zhang

Partner
Tel: +86 28 6789 8008
Fax: +86 28 6317 3500
Email: tonzhang@deloitte.com.cn

Southern China (Chinese Mainland)

German Cheung

Director
Tel: +86 20 2831 1369
Fax: +86 20 3888 0115
Email: gercheung@deloitte.com.cn

Southern China (Hong Kong)

Doris Chik

Director
Tel: +852 2852 6608
Fax: +852 2543 4647
Email: dchik@deloitte.com.hk

JSG Tax team

華北地区

北京

浦野 卓矢

Partner
Tel : +86 10 8512 5524
Email : turano@deloitte.com.cn

華東地区

上海

板谷 圭一

Partner
Tel : +86 21 6141 1368
Email : kitaya@deloitte.com.cn

華東地区

上海

中野 隆正

Senior Manager
Tel : +86 21 3313 8800
Email : tnakano@deloitte.com.cn

華南地区

広州

左 迪

Partner
Tel : +86 20 2831 1309
Email : ezuo@deloitte.com.cn

If you prefer to receive future issues by soft copy or update us with your new correspondence details, please notify national marketing team of Deloitte China by email at cimchina@deloitte.com.hk.

デロイトについて

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（「DTTL」）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して「デロイトネットワーク」）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または「Deloitte Global」）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は、www.deloitte.com/cn/about をご覧ください。

デロイトは世界で最大級のプロフェッショナルファームの一つであり、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務及びこれらに関連するサービスをクライアントに提供しています。デロイトは世界における 150 を超える国・地域のグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して「デロイトネットワーク」）を通じて、フォーチュングローバル 500 の約 80% の企業にプロフェッショナルサービスを提供しています。約 345,000 名のプロフェッショナルからなるデロイトの詳細については、www.deloitte.com/cn/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジアパシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

デロイトは 1917 年に初めて上海に事務所を設立しました。現在、デロイト中国は中国現地の企業、中国における多国籍企業及び高成長企業に、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務及びこれらに関連するサービスを提供しています。デロイトは中国の会計基準、税制及びプロフェッショナルの育成に多大な貢献をしてきました。デロイト中国は中国本土で設立されたプロフェッショナルサービスファームであり、デロイト中国のパートナーが所有しています。デロイトの中国マーケットでの成果に関する多くの情報は、デロイト中国のソーシャルメディア (www2.deloitte.com/cn/zh/social-media) からご覧いただけます。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、DTTL、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して「デロイトネットワーク」）のいずれも、これにより専門的なアドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を与える可能性のある意思決定をし、或いは何らかの行動をとる前に、プロフェッショナルのアドバイスを受けることをご提案いたします。

本資料における情報の真実性或いは完全性に対し、私どもはいかなる（明示的或いは暗示的な）言及、保証と承諾をしないものとします。いかなる DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、従業員又は代理者は本資料に依拠することにより生じた如何なる直接的又は間接的な損失に対しても責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。